

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定

保険薬剤師の登録

土地改良事業計画の適否の決定(十件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇ 選管告示 個人演説会を開催することができる施設の指定の解除

## 告 示

鳥取県告示第百十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保

険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野嶋整形外科 科医院	米子市二本木字高木 四九二一三	昭和五十七年一月十六日
社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部鳥取県済生会 境港病院	境港市米川町四四	"
下 山 医 院	米子市末広町四〇	昭和五十七年二月二十二日
井 沢 医 院	境港市竹内町七九一八	昭和五十七年一月一日
樋口歯科医院	倉吉市新町二丁目 二三七七二	昭和五十七年一月十八日

鳥取県告示第百十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池淵 真理	鳥粟第四七七号	昭和五十七年一月八日

鳥取県告示第百十六号

昭和五十六年十一月三十日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（小畑地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
青谷町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十七号

昭和五十六年十一月三十日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（八葉寺地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
青谷町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十八号

昭和五十六年十二月二十三日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（陸上地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

昭和五十六年十二月五日付けで会見町から申請のあつた土地改良（会見（才谷）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十号

昭和五十六年十二月五日付けで会見町から申請のあつた土地改良（会見（宮谷）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十一号

昭和五十六年十二月十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（恩志（岩山）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十二号

昭和五十七年一月十二日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（中間地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十三号

昭和五十七年一月十二日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（梶免地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
淀江町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十四号

昭和五十七年一月十四日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（吉定地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
岸本町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十五号

昭和五十七年一月十八日付けで江府町から申請のあつた土地改良（俣野（奥田）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十六号

昭和五十七年一月十四日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（上野地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により、告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百十九	足立 衛	東伯郡赤碕町大字太一垣四〇八	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	足立 衛 苗畑	東伯郡赤碕町大字太一垣

鳥取県告示第百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十一月二十一日 鳥取県指令受都計第三百三三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市新山字澤田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市永江二九〇番地三

脇坂喜啓

鳥取県告示第二百二十九号

次の開発に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十一月十六日 鳥取県指令受都計第二百九十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字呉服屋灘舟道、字呉服屋流シ先及び字呉服屋流シ西灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市灘町三丁目三〇番地

中海産業株式会社

代表取締役 塩谷和彦

米子市灘町三丁目六五番地

有限会社塩谷ポードセンター

代表取締役 塩谷和彦

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

倉吉市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の指定を次のとおり解除した旨の報告があつたので、告示する。

昭和五十七年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

施設の名称 所在地

上米積隣保館 倉吉市上米積四六九番地四